

鳥取県公式LINEアカウント開設業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名 鳥取県公式LINEアカウント開設業務
- (2) 業務目的 デジタル技術の普及により、社会全体の情報量が増大し情報発信媒体も多様化するなか、県政情報の効果的な周知を図るため、県民が知りたいと思う情報をPUSH配信できるよう、コミュニケーションアプリ「LINE」を活用した情報配信環境を整備する。
- (3) 業務内容 コミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、利用登録者が見やすい画面、利用属性に応じた情報配信等、機能的かつ操作性の高い本県の公式LINEアカウントを開設する。
- (4) 業務期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (5) 予算額 金1,941千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 提案の募集方法及び募集期間

- (1) 募集方法は、公募型プロポーザル形式により行う。
- (2) 募集期間：令和4年10月28日（金）から同年11月16日（水）まで

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 本件調達の公告日から本件業務に係る提案書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良に登録されている者であること。

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和4年10月26日（水）正午までに6の（2）の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に6の（2）の場所に必ず連絡すること。

- (5) 本件調達の公告日から本件業務に係る提案書の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

4 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、令和4年10月28日(金)午後5時までに、参加申込書(様式1)と公募型プロポーザル参加資格確認書(様式2)を6の(1)の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出するものとする。

5 提案書等の提出

(1) 本プロポーザル参加者は、4の(1)の参加申込書提出の後、鳥取県公式LINEアカウント開設業務プロポーザル提案書作成要領(以下「提案書作成要領」という。)に基づき次の書類を作成し、持参又は送付の方法により6の(1)の場所に提出すること。

- ア 鳥取県公式LINEアカウント開設業務提案書等提出書(様式4) 6部
- イ 提案書(任意様式) 6部
- ウ 会社概要及び事業実績(様式3) 6部
- エ 経費見積書(任意様式) 1部

(2) 提出期間及び時間

令和4年10月28日(金)から同年11月16日(水)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提案書等作成に関する質疑応答

提案書等の作成に当たり質問がある場合は、令和4年11月10日(木)午後5時までに6の(1)の電子メールアドレスに提出すること。(任意様式)

なお、質問及び回答については、令和4年11月14日(月)午後5時までにホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/307844.htm>)で公開する。

6 書類の提出先及び問合せ先

(1) 書類の提出先及び問合せ先

鳥取県令和新時代創造本部広報課とっとり発信担当
所在地 〒680-8570鳥取県鳥取市東町一丁目220
電話番号 0857-26-7755、ファクシミリ 0857-26-8122
電子メール kouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
所在地 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
電話番号 0857-26-7431

7 プレゼンテーションの実施

(1) 日時及び場所

令和4年11月28日(月) リモート形式(開始時間等は別途連絡する。)

(2) 条件

ア プレゼンテーションは20分以内とし、プレゼンテーション終了後は、質疑応答時間を10分設ける。

イ 通信に必要な機材や環境は、各提案者で整えておくこと。

8 審査会の設置

(1) 審査会の名称

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県公式LINEアカウント開設業務プロポーザル審査会。以下「プロポーザル審査会」という。）

(2) 構成人数

審査員の数は4名以上とし、鳥取県職員以外の有識者を含むものとする。

9 評価及び選定方法

提出された提案書等について、書類審査、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答により審査する。詳細は、別紙「審査要領」（以下「審査要領」という。）による。

10 契約の締結

審査要領の2（2）アにより最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案者の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

協議が不調のときは、審査要領の2（2）イにより順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

11 全体スケジュール

- (1) 令和4年10月20日（木）鳥取県ホームページ掲載（募集開始）
- (2) 令和4年10月26日（水）正午 入札参加資格申請期限
- (3) 令和4年10月28日（金）参加申込書提出期限
- (4) 令和4年11月10日（木）提案書等作成に関する質問期限
- (5) 令和4年11月16日（水）提案書等提出期限
- (6) 令和4年11月28日（月）プロポーザル審査会開催
- (7) 令和4年11月29日（火）審査結果の通知、契約協議開始

12 提案書及び著作権の取扱い

(1) 提案書は、原則として返却しない。

なお、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが提案者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

(2) 著作権の取扱いは、次のとおりとする。

ア 最優秀提案者に選定された者の提案書に係る著作権は、当該提案者に帰属する。

イ 最優秀提案者に選定されなかった者の提案書に係る著作権は、当該提案者に帰属する。

ウ 鳥取県は提案者に対して、提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

13 提案書の無効及び失格

3の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。また、審査員又はその予定者に対し、プロポーザル選考に関し働きかけを行った者は失格と

する。

14 その他

本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。